

## 2008年12月建設水道常任委員会

(まちづくり推進部)

(質問)

市営住宅条例の一部を改正する条例の設定に関して質問します。主な改正内容は、大まかに家賃計算の基準などの変更と経過措置が実施されるということだそうです。その中で、家賃計算の基準などの変更(収入基準と家賃算定基礎額の見直し)について伺います。今回の収入基準や家賃算定基礎額の見直しは、現在入居されている方々や入居を希望される方々の収入などを考えると妥当な見直し、もしくは、現行の基準と比べると改善されたとお考えでしょうか？ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

公営住宅の家賃計算の方法につきましては、低額所得者の家賃負担能力に応じたことを基本に公営住宅法にて定められておりますが、家賃算定に係る係数等は、平成8年の設定以降見直しがなされず、公営住宅における家賃負担水準が民間賃貸住宅に比べ著しく低い場合があるなど、公営住宅の入居者・非入居者間で公平性を欠く状況も生じているところであり、これらを是正するため公営住宅法施行令の改正がなされました。この見直しの趣旨を踏まえ、より困窮度の高い世帯に対し、的確に住宅供給が出来るものと考えております。

(質問)

今回の家賃計算の基準の見直しにより、家賃が増額になる方もいれば、減額になる方もいるようです。概算で結構ですので、増額になる世帯、ほぼ変わらない世帯、減額になる世帯の割合を教えてください。また、増額になる世帯は月額で最大いくらくらい増額になると推定されていますか？さらに、区分の見直しにより、収入超過者や高額所得者となる世帯はどのくらいであると推定されているのでしょうか？

<答弁>

今回の公営住宅法施行令の改正に伴い、家賃が増額となる世帯は、全体では約13.7%、同額となる世帯は、約60.8%、減額となる世帯は、約25.5%と試算しております。増額となる世帯のうち、本来入居者階層での増額となる世帯は約9.2%で、最高1,700円の増額となり、現在、住宅の明渡し努力義務が生じている収入超過者世帯では、最高月21,700円の増額になると試算しております。

また、月収額15万8千円を超える収入超過者数、約320世帯、月収額31万3千円を超え、住宅明渡し義務が生じる高額所得者数は約27世帯と試算しております。

なお、収入超過者及び高額所得者につきましては、改正後5年間は経過措置により、現行の収入基準が適用となるため、この試算では、収入超過者数は、約163世帯、高額所得者数は約6世帯となりますので、よろしく申し上げます。

**(意見・要望)**

公営住宅の入居者と非入居者との負担の乖離の是正は必要かと思ひますし、さらに今回の見直しによつて、若干ではあるかと思ひますが、公営住宅の応募倍率が下がり、これまで以上により低所得者世帯の方々が公営住宅に入居できる機会が増えることを期待します。

新家賃は来年度から適用開始されるということですので、あまり時間はありませんが、周知徹底をしっかりと図つて頂きたいと要望しておきます。

(上下水道局)

(質問)

豊中市水道事業会計補正予算第2号について伺います。水道メーターの計量業務を(財)水道サービス公社から民間委託するとのことですが、そもそも、水道メーターの計量業務は上下水道局から水道サービス公社へ業務委託したものだと思いましたが、何故その業務を民間委託するのでしょうか？

<答弁>

これまで収益事業である水道のメーター計量業務を、財団法人豊中市水道サービス公社に対し委託行ってまいりましたが、公益法人改革において収益目的事業の比較を見直す必要があるためでございます。

もう一つには、来年度には、検針員全26名のうち約半数の人員が退職される予定であります。

このような状況のなか、民間業者の専門的技術や能力を活用し、更なる業者の効率化及び市民である使用者サービスの向上をめざすこととして、今回民間委託を行うものでありますので、よろしく願いいたします。

(質問)

民間委託する際の業者の選定は、どのように行っていくのでしょうか？

<答弁>

業者選定は、上下水道局内において業者選定委員会を設置し、受託者の選定にあたっては、通常的金額的评价だけでなく業務内容や業務体制などの総合的な評価を行うこととしております。

また、平成21年4月から民間委託化する日程上、遅くとも平成21年1月下旬までには受託業者を決定し、その後、業務の引継ぎ行うものでありますので、よろしく願いいたします。

(質問)

現在、水道サービス公社には、何名の職員が上下水道局から派遣されているのでしょうか？また、そのうち、何人が計量業務を行っているのでしょうか？

<答弁>

現在、財団法人豊中市水道サービス公社には、7名の職員が上下水道局から派遣しております。

次に、計量業務につきましてはそのうち4名の職員が従事しておりますので、よろしく願いいたします。

**(質問)**

来年度から計量業務を民間委託した場合、現在、サービス公社で計量業務を行っている上下水道局から派遣されている職員はどうされるのでしょうか？

**<答弁>**

計量業務の民間委託する平成21年4月に、計量業務を行っている財団法人豊中市水道サービス公社への出向職員は、派遣を解いて上下水道局の職員に戻し、上下水道に新たに軽量係を新設し、計量業務に関し管理監督するなどの業務に従事することを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**(質問)**

収益事業としては、今回の計量業務が最も大きい業務だと伺っていますが、今後、サービス公社が行っている他の収益事業についても民間委託を図っていくおつもりなのでしょうか？ 極端な話、最終的にはサービス公社が必要なくなるということもあり得るのでしょうか？

**<答弁>**

今回、財団法人豊中市水道サービス公社の業務を民間委託化するのは、水道計量業務のみでありますので、その他の収益事業につきましては、現時点では、民間委託は考えておりません。

財団法人豊中市水道サービス公社には、今後とも広報啓発事業等、公益目的事業をその役割とする指導事業の補完的組織として存続を検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

**(意見・要望)**

民間事業者の専門的技術や能力を活用し、更なる業務の効率化、市民サービスの向上を目指し、検針業務の民間委託を行われるとのことですが、民間委託を行ったことによって、個人情報漏えいといった問題が起こっているようです。今回、業者選定の際には単に金額的評価だけでなく、業務内容や業務体制などの総合評価で行うということはこういった問題を未然に防ぐためのことだと思いますが、くれぐれも慎重かつ厳格な業者選定を行って頂くことを強く要望しておきます。